

発議第8号

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の条例案を次のとおり提出する。

令和5年12月21日

提出者

宗像市議会運営委員会委員長 石松 和敏

提案理由

重大な感染症のまん延若しくは災害等の発生等、又は育児、介護等のやむを得ない事由のため委員が委員会の開会場所に参集することが困難である場合に、委員長がオンラインによる方法で委員会を開くことができるようにするとともに、オンラインによる方法で出席した委員を委員会に出席したものとみなすようにするため、宗像市議会委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、条例案を提出するものである。

## 宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例

宗像市議会委員会条例の一部を改正する条例（平成26年宗像市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第23条第1項の秘密会は、この限りでない。

（1）重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき。

（2）公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法で委員会の開会の求めがあるとき。

2 前項の場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 前3項に定めるもののほか、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第16条ただし書中「第19条」の次に「第1項」を加える。

第19条に次の1項を加える。

2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定により許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

## 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

宗像市議会委員会条例(平成26年宗像市条例第26号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(委員会の開会方法の特例)</p> <p><u>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会を開くことができる。ただし、第23条第1項の秘密会は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるとき。</u></p> <p><u>(2) 公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため委員会を開会する場所への参集が困難な委員からオンラインによる方法で委員会の開会の求めがあるとき。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p><u>3 前項の許可を得てオンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>(定足数)</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第19条第1項の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第19条 (略)</p> <p><u>2 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定により許可を得て、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。</u></p>	<p>(定足数)</p> <p>第16条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第19条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。</p> <p>(委員長及び委員の除斥)</p> <p>第19条 (略)</p>